

## 市が実施する基本的施策等

市は、男女共同参画を推進するため、次のような施策・取組を行います。

- 1 男女共同参画の推進に関する基本的な計画を定め、公表します。<sup>※1</sup>
- 2 市の施策の立案及び決定に際し、男女が共同して参画する機会の確保に努めます。
- 3 男女共同参画の推進に関して市民や事業者のみなさんに理解を深めてもらえるよう、広報啓発を行います。
- 4 市民や事業者のみなさんが行う男女共同参画に関する活動を推進するため、情報の提供など必要な支援を行います。
- 5 ドメスティック・バイオレンスの防止に努め、被害者の救済を行います。
- 6 男女共同参画の施策の策定に必要な事項等について調査研究します。
- 7 ワーク・ライフ・バランスを推進するため、情報の提供など必要な支援を行います。
- 8 男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興体制の確立に努めます。
- 9 施策を総合的かつ計画的に推進するため、鹿屋市男女共同参画審議会を設置します。

※1 条例施行時は、既に策定・公表されている「かのや男女共同参画プラン」を基本計画とみなします。

◎鹿屋市男女共同参画推進条例は、平成 28 年 4 月 1 日に施行されました。

条例の全文はインターネットでご覧いただけます。

### 用語 解説

#### ●セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反する性的な言動などによって、相手に不快感や不利益を与えたりすることをいいます。

#### ●ドメスティック・バイオレンス

配偶者や恋人、元配偶者、以前恋人関係にあった者などからふるわれる暴力(身体的・精神的・性的・経済的暴力)をいいます。

#### ●ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和。誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭生活や地域活動等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態をいいます。

# 鹿屋市

## 男女共同参画推進条例

男女がお互いに認め合い、ともに創り・育てるまちをめざして



鹿屋市



鹿屋市市民生活部市民課  
男女共同参画推進室

〒893-8501 鹿屋市共栄町20番1号  
TEL 0994-43-2111(内線3171)  
FAX 0994-31-1170

## なぜ、男女共同参画推進条例が必要？

鹿屋市ではこれまで、国際社会や国・鹿児島県の取組とも連動して、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施してきました。しかし、今もなお「男だから」「女だから」といった性別による固定的な役割分担意識や、それに基づく社会通念や慣行が依然として根強く残っており、社会の中で男女間の格差を感じたり、女性の参画の機会が十分でないなど、実質的な男女平等に向けては解決すべき課題がなお残されています。

少子高齢化の進展など社会経済情勢の変化に対応し、活力ある鹿屋市の未来を築くためには、男女がお互いの人権を尊重しつつ、共に責任を分かち合い、性別に関係なくその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が強く求められています。

このようなことから、市民、事業者等の皆さんと連携・協力して、男女共同参画社会を実現するための取組を総合的かつ計画的に推進するため、鹿屋市男女共同参画推進条例を制定しました。

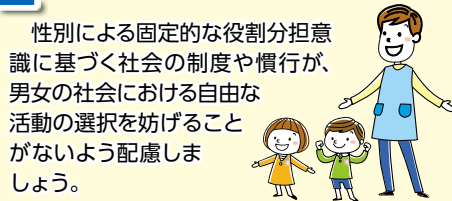
## 男女共同参画を推進するための6つの基本理念

### 1 男女の人権の尊重



男女が、性別による差別的な取扱いを受けることなく、一人ひとりの能力を発揮できる機会を確保していきましょう。

### 2 社会における制度又は慣行についての配慮



性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度や慣行が、男女の社会における自由な活動の選択を妨げることがないように配慮しましょう。

### 3 政策等の立案及び決定への共同参画



男女が、社会の対等なパートナーとして、さまざまな分野で、方針の立案・決定に共同して参画できるようにしましょう。

### 4 家庭生活における活動と他の活動の両立



家族がお互いの協力と社会の支援のもと、子育てや介護など家庭生活における役割を果たしながら、職場や地域などでの活動が行えるようにしましょう。

### 5 男女の性についての理解と配慮



男女がお互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産等について双方の意思が尊重され、ともに健康な生活を営むことができるように配慮しましょう。

### 6 国際的協調



国際社会との協調のもとに、男女共同参画を推進しましょう。

## 男女共同参画の推進にみんなで取り組みましょう

### 市民のみなさん

- 家庭、職場、学校、地域などにおいて、男女共同参画を推進しましょう。
- 市が実施する施策に協力しましょう。

### 事業者のみなさん

- 事業活動を行うにあたって、男女共同参画を推進しましょう。
- 市が実施する施策に協力しましょう。

## 男女共同参画社会の実現

### 市

- 男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施します。
- 市民や事業者の皆さん、国や関係団体との連携に努めます。

### 教育に携わるみなさん

- 男女共同参画推進の基本理念に配慮した教育を行うよう努めましょう。

## 男女共同参画を阻害する行為を禁止します！

✗ 家庭、職場、学校、地域など社会のあらゆる分野において

- ・性別による差別的取扱い
- ・セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス(DV)など他者に対して身体的・精神的苦痛を与え又は助長する行為

をしてはいけません。

✗ ポスターや広告物など公衆に表示する情報には、性別による固定的な役割分担意識を助長する表現や過度の性的な表現を行わないようにしましょう。

